肥料販売業者の皆さんへ

大阪府環境農林水産部

I 販売に関する届出について

1 新規届出…肥料販売業務開始届出書の提出

大阪府内において肥料を販売する場合は、その営業所(事業所)ごとに次のとおり 知事に届け出てください。

(1) 提出期限

販売業務を開始した日から起算して14日以内

- (2) 提出書類等
 - ①所定の届出書 1部
 - ②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書1部、個人の場合は住民票1部 ※ いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピーも可。
 - ③返信用封筒(返信先を明記してください。)
 - ④返信用切手(封筒に貼り付けてください。)
- (3) 交付書類
 - 肥料販売業務開始届受理証
 - ※ これまで所定の届出書を2部提出いただき、そのうち1部に受付印などの処理をしたものを副本として返却していましたが、申請のオンライン化に伴い 従来の副本を廃止し、代わりに受理証を交付します。
- 2 変更の場合…肥料販売業務開始届出事項変更届出書の提出

届出内容に変更の生じた場合は、その営業所(事業所)ごとに次のとおり知事に届出を行ってください。

(1) 提出期限

変更の生じた日から起算して14日以内

- (2) 提出書類
 - ①所定の届出書 1部
 - ②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書1部、個人の場合は住民票1部 ※ いずれも発行後3ヶ月以内のもの。コピーも可。
 - ③返信用封筒(返信先を明記してください。)
 - ④返信用切手(封筒に貼り付けてください。)
- (3) 交付書類
 - 肥料販売業務開始届出事項変更届受理証
 - ※ これまで所定の届出書を2部提出いただき、そのうち1部に受付印などの処理をしたものを副本として返却していましたが、申請のオンライン化に伴い従来の副本を廃止し、代わりに受理証を交付します。

3 廃止の場合…肥料販売業務廃止届出書の提出

業務を廃止した場合は、その営業所(事業所)ごとに次のとおり知事に届出を行ってください。

(1) 提出期限

廃止した日から起算して14日以内

- (2) 提出書類
 - ①所定の届出書 1部
 - ②お手元に保管中の既届出書副本

4 届出の窓口

営業所(事業所)が、大阪府内(池田市、泉佐野市、寝屋川市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、門真市、熊取町、田尻町、岬町を除く。[※])にある場合は、大阪府に該当営業所(事業所)の届出を行ってください。

大阪府への提出先及び問い合わせ先

大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

> 大阪府咲洲庁舎22階 TEL:06-6210-9590

> FAX: 06-6614-0913

- なお、府庁ホームページ <u>http://www.pref.osaka.jp/</u> からもダウンロードできます。
 - ※ メインページの中の「手続・催し総合案内」のコーナーの「申請・届出」のボタンをクリックすると、「申請・届出等のご案内」(ピピっとネット)のページに移動します。同ページの「名称や案内番号でさがす」の検索枠に「肥料販売」と入力して「検索」ボタンを押すと、「肥料販売届」のページが表示されます。

※営業所(事業所)が、池田市、寝屋川市、箕面市、高石市、門真市にある場合は、その営業所(事業所)の住所地の市に、営業所(事業所)が泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町にある場合は、泉佐野市に該当営業所(事業所)の届出を行ってください。

池田市	まちづくり推進部 農政課	072-754-6152
寝屋川市	まちづくり推進部 産業振興室	072-824-1181
箕面市	みどりまちづくり部 農業振興室	072-724-6728
高石市	総合政策部 まち未来戦略室 産業共創課 農水・労働係	072-275-6179
門真市	市民文化部 産業振興課	06-6902-5966
泉佐野市	生活産業部 農林水産課	072-463-1212 (内線

	\ \
	9909 9904)
	2203,2204)
	2200,2201)

Ⅱ 販売にあたっての注意事項

1 肥料の表示について

普通肥料については、保証票(成分等の品質表示)の表示が義務づけられています。 また、特殊肥料のうち、堆肥及び動物の排泄物については、特殊肥料の品質表示基準に 基づく表示を行わなければなりません。

(補足説明)

- (1) 普通肥料の保証票は、①生産業者が肥料を生産したとき、②輸入業者が肥料を輸入したとき、又は、③販売業者が肥料の入った袋などを開いたとき、肥料を詰め替えたとき、バラの肥料を袋などに詰めたときに、それぞれ表示しなければならないことになっています。(①は「生産業者保証票」、②は「輸入業者保証票」、③は「販売業者保証票」という標題です。)
- (2) 同様に、特殊肥料の堆肥と動物の排泄物についても、①生産業者、②輸入業者、又は、③販売業者が、上記と同じ区分でそれぞれ品質表示をしなければならないことになっています。(いずれの場合も「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」という標題です。)

なお、その他の特殊肥料(堆肥と動物の排泄物以外)については、品質表示は義務 化されていませんが、国の指導により所定事項の表示を行うことが要請されていま す。

2 帳簿の備え付け等について

肥料の販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、又は生産・輸入・販売業者に販売したときは、その都度、名称、数量、年月日及び相手方の氏名を記載した帳簿を作成し、2年間保管しなければなりません。

肥料の生産・輸入業者にあっても、同様の義務が課せられています。

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する 法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所
- 2 販売業を行う事業場の所在地
- 3 本府内にある保管する施設の所在地

肥料販売業務調書(肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用)

販売所情報	名称		
	住所	₸	
	電話番号		
卸・小売等の別	IJ	卸売 ・ 小売 ・ 製造	
事業内容・他の	取扱い資材		
インターネット	、販売	有()・無	
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 (生産業者・輸入業者は不要)		業者名	
肥料販売開始年月日			
添付書類		□登記簿謄本または登記事項証明書 □住民票 □店舗一覧表 □遅延理由書 □販売所位置図	
※販売所位置図(最寄りの駅から)※別紙添付でも可			

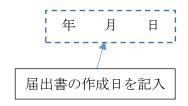
添付書類

- ① 個人にあっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明(写し可)
- ② 販売所の所在が分かる位置図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ④ 遅延理由書(該当する場合)

肥料販売業務開始届出書



大阪府知事 様



はななまままままききき<t

電話番号 00-000-000

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する 法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

株式会社大阪屋 代表取締役社長 大阪 太郎 大阪市中央区大手前2-1-22

2 販売業を行う事業場の所在地

大阪ストア大手前店

〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22

3 本府内にある保管する施設の所在地

〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22

肥料販売業務調書(肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用)

NUTT MAJE AND HIM	名称	大阪ストア大手前店
販売所情報	住所	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22
	電話番号	06-6941-0351
卸・小売等の別		卸売・小売・製造
事業内容・他の	取扱い資材	農薬、農業資材
インターネット	販売	有 (○○オンラインストア)・無 ◆
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 (生産業者・輸入業者は不要)		業者名なにわ商店
 肥料販売開始年	月日	令和○年○月○日
添付書類		■登記簿謄本または登記事項証明書 □住民票 ■店舗一覧表 □遅延理由書 ■販売所位置図
※販売所位置図](最寄りの駅カ	いら)※別紙添付でも可
販売所位置図は、本様式に貼付けるか、別紙として印刷して提出してください。		

販売業務を行う事業所の住所を記入。

農薬を販売する場合は、別途農薬販売 届出書の提出が必要です。

インターネット販売をする場合、出品サイトを記入。

添付書類

- ① 個人にあっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明(写し可)
- ② 販売所の所在が分かる位置図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ④ 遅延理由書(該当する場合)

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

電話番号

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

肥料販売業務調書(肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用)

	名称		
販売所情報	住所	₸	
	電話番号		
卸・小売等の別	J	卸売・小売・製造	
事業内容・他の	取扱い資材		
インターネット販売		有 (無	
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 (生産業者・輸入業者は不要)		業者名	
肥料販売開始年月日			
添付書類		□登記簿謄本または登記事項証明書 □住民票 □店舗一覧表 □遅延理由書 □販売所位置図	
※販売所位置図(最寄りの駅から) ※別紙添付でも可			
		□遅延理由書 □販売所位置図	

添付書類

- ① 個人にあっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明(写し可)
- ② 販売所の所在が分かる略図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ⑤ 遅延理由書(該当する場合)

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

記入例

※販売調書の記入例は 開始届を参照してください



大阪府知事 様

はまさか たろう氏 名 代表取締役 大 阪 太 郎

電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
 - 令和 〇年 〇月 〇日
- 2 変更した事項
 - 新) 株式会社大阪屋 代表取締役社長 大阪 一郎
 - 旧) 株式会社大阪屋 代表取締役社長 大阪 太郎

変更前後で何が変わったかが 判別できるように記入してく ださい。

3 変更した理由

代表者が変更となったため

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

電話番号

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 販売所の名称及び所在地
- 2. 廃止年月日
- 3. 通算受理番号
- 備考 「1販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接肥料を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに 準ずる場所を記載すること。

肥料販売業務廃止届出書

記入例

大阪府知事 様



住 所 大阪市中央区大手前2-1-22

株式会社大阪屋

はなはままさか たるう大板太郎

電話番号 00-000-000

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

株式会社大阪屋 大阪ストア大手前店 〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22

廃止となる店舗、支店等の名称及び 住所を記載してください。

- 2. 廃止年月日 令和〇年〇月〇日
- 3. 通算受理番号
 △△△△

販売届または変更届に記載された 受理番号を記載してください

備考 「1販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他 の販売所で直接肥料を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに 準ずる場所を記載すること。